

徳島市中小企業振興基本条例（素案）

徳島市は、美しい水と緑に恵まれた徳島県の政治・経済・文化の中心都市である。江戸時代から明治時代にかけては、藍産業の興隆により、全国的にも有数の商業都市へと発展した。太平洋戦争における空襲によって市街地の大半が焼失したが、戦後は、市民の旺盛な復興意欲により、近代的な都市へと変貌を遂げ、多様で活力ある産業が育まれてきた。

その中であって、中小企業は、市内企業の大多数を占め、地域の経済と市民の雇用を支えるとともに、地域に根差した活動を通じてまちづくりに貢献し、地域社会の担い手として、本市の発展と市民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、近年、経済のグローバル化や国際分業の進展により国境を越えた企業間競争が激化しているほか、少子社会の到来に伴い、今後、国内における市場規模の縮小や労働力人口の減少が見込まれるなど、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような状況の下で、中小企業が成長発展し、これからも本市の発展を牽引する役割を果たしていくためには、中小企業者自らが経営革新や新たな事業の創出、経営基盤の強化などに積極的に取り組むとともに、市、中小企業団体、大企業者その他中小企業に関わる全てのものが中小企業の重要性や社会的役割を認識し、中小企業がその持てる力を最大限に発揮し得るよう、社会全体で支援していくことが必要である。

ここに、中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、社会が一体となって中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の努力及び大企業者等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する取り組みを総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 中小企業団体 徳島商工会議所、国府町商工会、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された商店街振興組合その他これらに準ずる団体であって、市内に事務所を有するものをいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

(1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。

(2) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。

(3) 経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、中小企業者の多様で活力ある成長発展が図られること。

(4) 国、県、市、中小企業団体、大企業者、その他中小企業者を支援する機関及び市民による連携協力が図られること。また、このことにより、本市域内(以下、「域内」という。)における地域資源の活用や商取引の拡大等が図られ、地域経済の循環が促進されること。

(5) 前各号の基本理念にのっとりした中小企業の振興に当たっては、小規模企業が地域の特色を生かした事業活動を行い、地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、将来における本市経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることにかんがみ、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨として、小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、事業活動に対する事業環境が整備されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。この場合において、中小企業の実態を把握するとともに、中小企業者及び中小企業団体の意見を反映するよう努めなければならない。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めなければならない。

(児童及び生徒の勤労観等の醸成)

第 5 条 市は、児童及び生徒に対する勤労観及び職業観の醸成を促進するため、小学校での職場見学、中学校での職場体験、高等学校における主体的な進路設計に向けた学習等、働くことの意義を実感できる体験活動等の充実に努めるものとする。

2 中小企業者は、児童及び生徒に対する職場体験等に協力するよう努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

第 6 条 中小企業者は、経済的社会的環境への変化に即応するため、自主的に経営の革新及び経営基盤の強化に努めなければならない。

2 中小企業者は、事業活動を行うにあたっては、域内における連携を重視し、域内において生産、製造、又は加工される物品を取り扱い、及び域内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業団体は、その活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上その他中小企業の振興に努めなければならない。

(大企業者の役割)

第 7 条 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす重要な役割を理解するとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うにあたっては、域内における連携を重視し、域内において生産、製造、又は加工される物品を取り扱い、及び域内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第 8 条 金融機関は、円滑な資金供給をはじめコンサルティング機能を発揮し、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(大学の役割)

第 9 条 大学 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する大学をいう。) は、産学官の連携による取組みが中小企業の振興にとって重要なものであることにかんがみ、中小企業者が基本理念の実現に向けて取り組む事業活動への協力や、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として、域内において生産、製造、又は加工される物品及び域内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

(1) 中小企業の経営の革新及び創業を促進すること。

(2) 中小企業の経営基盤の強化を促進すること。

(3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を促進すること。

(4) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。

(5) 第3条第5項の基本理念にのっとり、小規模企業の経営の状況または成長発展の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

(6) その他基本理念の実現に資する措置を講じること。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業振興対策委員会)

第13条 中小企業の振興対策の樹立及び中小企業振興施策の推進に関する事項を調査審議するため、徳島市中小企業振興対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 本市議会の議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 関係団体の役員

(4) 学識経験のある者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施状況の公表)

第14条 市は、毎年度、中小企業振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。